

# 令和7年度 就学援助事業のお知らせ

就学援助事業とは・・・経済的理由により、児童生徒の就学費用にお困りの保護者の方を対象に、学用品費などの費用の一部を援助する事業です。  
申請後、判定により「認定」となった方が対象となります。

毎年申請が  
必要です

## 支給項目等

※ 私立、県立の小・中学校へ通学するための通学費、医療費は対象になりません

新入学用品費		学用品費		修学旅行費		その他支給項目	
小I	57,060円	小	11,630円	小	22,690円	・オンライン学習通信費 ・校外活動費 ・体育実技用具費 ・医療費 など	
中I	63,000円	中	22,730円	中	60,910円		
							

## 申請方法等

※ 今回より二次元コードでの申請も可能となりました。下記により申請ください

		電子申請の場合	紙での申請の場合
申請方法		右の → 二次元コードを 読み込んで申請 してください 	市のホームページのほか、教育 委員会学校教育課・生涯学習課 各駐在に備え付けてある申請 用紙に記入
申請書類	申請書	○	○
	振込口座の通帳 (写し)	○ (申請画面上での撮影のみ)	○
	その他必要書類	○ (申請画面上での撮影のみ)	○
	本人確認書類 (運転免許証等)	—	○
提出先		—	教育委員会学校教育課または 生涯学習課各駐在
判定結果		4月中旬ごろ、文書でお知らせします。	
申請期限		令和7年3月31日(月)	
その他		○ 兄弟姉妹がいる場合は一緒に申請してください。 ○ 毎年度申請が必要です。 ○ 年度途中に認定要件に該当しなくなった場合は、援助額の返納を 求める場合があります。 ○ 本事業は、雲仙市議会定例会において議決され、予算の執行が 可能となったときから効力を生じるものとなります。	

## 認定要件

下記①～⑩のいずれかに該当する場合

要件	提出書類	書類の発行者
① 児童扶養手当の支給	なし	—
② 国民年金の掛金の減免(全額免除のみ)	「国民年金保険料免除承認書」	日本年金機構
③ 市民税の非課税(世帯全員)	なし	—
④ 市民税の減免	なし	—
⑤ 個人事業税の減免	「事業税減免承認の通知書」	振興局税務部
⑥ 固定資産税の減免	なし	—
⑦ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予	なし	—
⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている	「生活福祉基金貸付決定通知書」	社会福祉協議会
⑨ 生活保護の停止又は廃止	なし	—
⑩ 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働又は職業安定所登録日雇労働をしている	「日雇労働被保険者手帳」	職業安定所

又は、上記の認定要件に該当せず、次のいずれかに該当する場合

要件	提出書類	書類の発行者
○ 世帯全員の収入が少ないため就学費用に困っている場合	R7. 1月1日 現在の住所が 雲仙市の場合	なし
	R7. 1月1日 現在、雲仙市に 住所がない場合	「所得課税証明書」 (世帯で収入がある方全員分)
○ 火災等特別な事情	「罹災証明書」等	消防署等

※ 住民税未申告等で収入が把握できない場合は認定ができません。

〔お問い合わせ・提出先〕

◎ 雲仙市教育委員会 学校教育課(千々石総合支所2階)

〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地

☎ 0957-47-7856

〔提出先〕

国見駐在(国見農村環境改善センター) ☎0957-78-1100 愛野駐在(愛の夢未来センター) ☎0957-36-0616

瑞穂駐在(瑞穂町公民館) ☎0957-77-2125 小浜駐在(小浜総合支所) ☎0957-74-5501

吾妻駐在(吾妻町ふるさと会館) ☎0957-38-3108 南串山駐在(南串山総合支所) ☎0957-88-3114